#### 役員報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人朝倉くすのき保育園の役員の報酬等について定めるものとする。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、評議員、理事及び監事をいう。

(評議員会、理事会の出席報酬等)

- 第3条 理事長及び理事が理事会に出席した場合は別表1に定める報酬及び実費弁償費を支払うものとする。(但し、理事を兼任している職員は除く。)
  - 2 監事が理事会に出席した場合は、別表1に定める報酬及び実費弁償費を支払うものとする。
  - 3 評議員が評議員会に出席した場合は、別表1に定める報酬及び実費弁償費を支払うものとする。
  - 4 役員に係る交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合は、その実費弁償額とする。

(役員の業務報酬)

- 第4条 理事長が法人及び施設の運営のための業務に当たった場合は、別表2に定める報酬及び実 費弁償費を支払うものとする。ただし、前条第1項の規定により理事長が理事会に出席した 日は、この限りでない。
  - 2 理事及び評議員が理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務に当たった場合は、 別表3に定める報酬を支払うものとする。ただし、前条第1項の規定により理事が理事会に 出席した日は、この限りでない。
  - 3 監事が理事長の命を受けて行政等による指導検査等への立会及び運営状況への指導または 監査の業務に当たった場合は、別表3に定める報酬を支払うものとする。ただし、前条第 項の規定により監事が理事会に出席した日は、この限りでない。

(出張旅費)

- 第5条 役員が法人の業務のため出張する場合は、別表4に定める日当等を支給するものとする。
  - 2 出張旅費は原則として、出張後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出 張後精算することができる。

(役員の退職金)

- 第6条 役員の退職金は、次に掲げる場合に支払うものとする。
  - (1) 役員の任期が終了した場合
  - (2) 役員が死亡した場合
  - (3) 役員が任期の途中にやむなく辞職した場合

- 2 理事長が辞職した場合は、理事長としての職質を考慮し、別表5に定める退職金を支払うものとする。この場合において、理事長であったものが理事にとどまる場合であっても、退職金を支払うものとする。
- 3 評議員、理事及び監事が辞職した場合は別表6により退職金を支払うものとする。
- 4 理事を兼務している職員が退職した時も前項に規定する退職金を支払うものとする。
- 5 退職金の支払いは、役員の任期満了日とする。ただし、特別の理由があると認められる場合は 理事長が別に定める。

#### (その他の事項)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別途定める。

#### 附則

- この規程は平成27年1月1日から施行する。
- この規程は平成29年4月1日から施行する。
- この規程は平成30年7月1日から施行する。
- この規程は令和5年6月10日から施行する。

# 別表 1

名称	報酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	日額 4,000 円	日額 1,000 円
評議員会出席報酬等	日額 4,000 円	日額 1,000 円

# 別表 2

名称	報酬
理事長業務報酬	日額 8,000 円
理事長実費弁償費	日額 2,000 円

# 別表3

名称	報酬
理事・評議員業務報酬	日額 4,000 円
監事業務報酬	日額 4,000 円

# 別表 4

名称	日当	宿泊費	その他
理事長出張旅費	8,000 円	実費	実費
理事出張旅費	4,000 円	実費	実費
監事出張旅費	4,000 円	実費	実費
評議員出張旅費	4,000 円	実費	実費

#### 別表 5

職名	期間	金額
理事長	1期以上2期未満	20,000 円
理事長	2期以上3期未満	40,000 円
理事長	3期以上4期未満	60,000 円
理事長	4期以上5期未満	80,000 円
理事長	5期以上	100,000 円

# 別表 6

職名	期間	金額
理事・監事・評議員	1年以上2年未満	10,000 円
理事・監事・評議員	2年以上4年未満	20,000 円
理事・監事・評議員	4年以上6年未満	30,000 円
理事・監事・評議員	6年以上8年未満	40,000 円
理事・監事・評議員	8年以上20年未満	50,000 円
理事・監事・評議員	20 年以上	100,000 円